

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年12月4日

東京都作業部会確認年月日 2020年1月15日

事業名 借上財産評定委員会の結果について（埼玉スタジアム2002）

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は本大会におけるサッカー会場となる都外自治体等所有施設を確保するにあたり必要となる会場使用料である。 ・上記競技に係る会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、平成29年5月31日の合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。 ・パラ経費はなし。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ・都外自治体等所有施設の確保は、公平・公正な対応を行うことができるよう国・民間施設の借上げを行っている組織委員会が担うこととしている。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の運営上、サッカー会場（埼玉スタジアム2002及び周辺施設）の確保は必須である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の使用範囲は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の会場使用料については、「埼玉スタジアム2002利用料金表」（令和元年十月一日適用）に基づき使用料等の算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年12月25日

東京都作業部会確認年月日 2020年1月15日

事業名 借上財産評定委員会の結果について（札幌ドーム）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考	
経費の負担が平成 29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は本大会におけるサッカー会場となる都外自治体等所有施設を確保するにあたり必要となる会場使用料である。 ・上記競技に係る会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、平成29年5月31日の合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。 ・パラ経費はなし。 		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・都外自治体等所有施設の確保は、公平・公正な対応を行うことができるよう国・民間施設の借上げを行っている組織委員会が担うこととしている。 		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の運営上、サッカー会場（札幌ドーム）の確保は必須である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の使用範囲は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の会場使用料については、「札幌ドーム条例」等に基づき使用料等の算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 		

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。